第１条（会員）

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下「当社」といいます）は、本規約承認のうえ入会申込をした法人または法人格を有する団体（以下まとめて「法人」といいます）のうち、当社が適当と認めた法人をOMC法人会員（以下「会員」といいます）とします。なお、当社が入会を認めた時に、カードに係る基本契約が成立するものとし、契約日は、当社から会員に別途通知されます。

第２条（カード利用単位、管理責任者、カード使用者）

⑴ 法人は入会申込にあたり法人の部課、事業所等組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位（以下「カード利用単位」といいます）を指定し、各利用単位毎に１名の管理責任者を指定することができます。

⑵ 管理責任者は原則として、カード利用単位に所属する法人の役員または部長または事業所長以上の役職者で当社が適当と認めた方とし、カード利用単位を指定しない場合でも管理責任者１名を指定するものとします。

⑶ 管理責任者はカード利用単位に所属する法人の役員または従業員（臨時雇用、嘱託を除く）で当社が適当と認めた方をカード使用者（以下「使用者」といいます）として当社に所定の方法で届出るものとします。

⑷ 管理責任者はカード利用単位に所属する使用者の届出、追加、廃止、変更等の手続き、およびカード利用可能枠の届出、変更等の手続きを行うものとします。

第３条（カード発行と取扱い）

⑴ 会員には、当社が適当と認めたその使用者に対し、各１枚のカードを発行いたします。カードは、そのカード上に表示され、かつ所定の署名欄に署名した使用者に限り使用できるものとします。使用者以外の者に対する貸与、譲渡、質入等の処分はできません。

⑵ カードの所有権は当社に属し、会員並びに各使用者は善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

第４条（カード利用代金債務）

⑴ 会員は、その会員に対して発行されたすべてのカードの利用による債務および本契約から生じる一切の債務について当社に対し弁済の責を負うものとします。

⑵ 各使用者は当該カードの利用による債務および当該カードに関して本契約から生じる一切の債務について会員と連帯し弁済の責を負うものとします。

第５条（クレジットサービス）

⑴ 会員は当社が指定する加盟店（以下「加盟店」という）にカードを呈示し、所定の売上票に署名することにより、物品の購入ならびにサービスの提供が受けられます。ただし、通信販売等当社が特に認めた場合には、当社指定の方法によりカードの呈示、売上票への署名等を省略することができます。

⑵ 会員が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカード利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式またはキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

※カード利用可能枠の現金化の詳細については、（社）日本クレジット協会ホームページhttps://www.j-credit.or.jp/をご覧ください。

第６条（カードの使用目的）

⑴ 会員および使用者は、会員および使用者の事業に係る購入以外の用途に本カードを使用できないものとし、割賦販売法による保護を受けられないことを承諾します。

⑵ 会員および使用者が、前項に違反して本カードを使用した場合も、会員および使用者はその支払いの責を免れないものとします。

第７条（紛議）

カードのご利用により購入した物品またはサービスに関する紛議はすべて会員および使用者と加盟店とにおいて解決するものとします。

第８条（カード利用可能枠）

⑴　会員のカードご利用代金の未決済合計は全カードを合算した金額として当社が設定するものとします。

⑵　前項に定めるカード利用可能枠を超えてカードが使用された場合は、第10条の定めにかかわらず、当社の請求によりただちにカード利用代金の全額または一部を別途お支払いいただきます。

第９条（カード会員保障制度）

⑴　ご入会に際しては、カードの紛失、盗難による不測の損害を未然に防止するため、必ずカード会員保障制度にご加入いただきます。

⑵　カード会員保障制度の内容は、別途当社が定めるカード会員保障制度規約によります。

第10条（カード利用代金およびカード会員保障制度料金の支払い）

カード利用代金およびカード会員保障制度年間料金など、会員の当社に対する一切の支払債務は、会員があらかじめ指定した支払方法により、当社へ支払うものとします。

⑴　口座振替の場合、代金の支払い方法は、１回払いのみとし、毎月末日に締切り、その翌月27日にお支払いいただきます。

⑵　振込の場合、代金の支払い方法は１回払いのみとし、毎月末日に締切り、あらかじめご指定いただいた翌月27日、翌月末日、翌々月５日、翌々月10日にお支払いいただきます。

第11条（遅延損害金）

⑴　会員が期限の利益を喪失したときは、当社に支払うべき金額に対して期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで年14.6％（1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年は1年を366日とします。以下同じ。）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

⑵　会員が当社の指定日に利用代金の金額をお支払いできない場合は、その翌日から当該金額につき、年14.6％の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は変更することがあります。

第12条（カードの有効期限、会員規約の承認）

⑴　カードの有効期限は当社の指定する日までとし、カードの表面に記載します。

⑵　有効期限の１ヵ月前までにお申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合は有効期限後も引続き会員になることをご承認いただいたものとして新しいカードを送付します。この場合には引続き本規約を適用し以後も同様とします。

⑶　カードの有効期限内におけるカード利用による代金のお支払いについては有効期限経過後といえどもすべて本規約を適用することとします。

第13条（返済金の充当順序）

会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第14条（カードの紛失、盗難）

⑴　カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」という）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。

⑵　会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。

⑶　当社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたと当社が認識した場合、当社の任意の判断でカードを無効とすることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第15条（カードの再発行）

カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失・盗難・損傷などで当社が認めた場合に限り再発行いたします。

第16条（公租公課・費用等の負担）

⑴　カードの利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は、変更後の公租公課を負担します。

⑵　カードの利用、支払金等の支払、カードの返却、当社所定の届出および問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料および再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。

⑶　会員の要請によりカードを再発行したときは、当社は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。

第17条（会員および使用者資格の取消と使用の一時停止）

⑴　会員（本項においては入会申込者を含む）または使用者が次の各項のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は入会を謝絶し、又は一方的に会員または使用者の資格を取消し、またはカードの使用を一時的に停止させていただきます。

①入会時または諸届出の追加、変更の時に虚偽の申告をした場合

②本規約のいずれかに違反した場合

③カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合

④期限の利益の喪失事由のいずれかに該当した場合

⑤関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社がカードの利用を停止する義務を負うとき

⑥会員の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合

⑦第５条（クレジットサービス）⑵に違反し、カードの利用状況が不適当または不審であると当社が判断した場合。

⑵　当社が前項により会員資格または使用者資格を取消す場合、会員に対してその旨通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到着すべきときに通知がなされたものとみなします。

⑶　会員資格または使用者資格を取消しされた会員および使用者は、当社にただちにカードを返却し、第10条の支払期限にかかわらず債務の全額を返却するものとします。なお、会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等について、全て支払の責を負うものとします。

第18条（期限の利益の喪失）

⑴　会員又は使用者は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。

①本規約に基づく債務の履行を1回でも遅滞したとき。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申し立てたとき。

④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

⑥自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑦会員資格を取消されたとき。

⑵　会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

①当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。

②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

③本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第19条（届出事項の変更）

⑴　会員が当社に届出た使用者氏名、連絡先、決済預金口座、事業内容、その他法令に基づく当社への届出事項等に変更が生じた場合、または本契約を解除しようとする場合は遅滞なく所定の届出用紙により届け出るものとします。

⑵　前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

第20条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で紛争が生じた場合、話し合いにより解決するものとしますが、万一訴訟を必要とする場合には、金額にかかわらず当社の本社、支店、営業所を管轄する簡易裁判所において解決するものとします。

第21条（規約の変更）

⑴　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

⑵　当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第22条（反社会的勢力との取引の排除）

⑴　会員（本条においては入会申込者を含む）および使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団

②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

⑥前各号の共生者

⑦その他前各号に準ずる者

⑵　会員および使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

⑶ 当社は、会員および使用者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員および使用者の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第23条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

⑴ 会員（本条においては入会申込者を含む）および使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

②その他前号に準ずる者

⑵ 会員および使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

⑶ 当社は、会員および使用者の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。会員および使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カードショッピングの全部又はいずれかの利用を一時的に停止することができるものとします。

⑷ 前項の求めに対する会員および使用者の回答、具体的な利用内容、会員および使用者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カードショッピングの全部又はいずれかの利用を一時的に停止することができるものとします。

⑸ 前二項の定めによるカードの利用の一時的な停止は、会員および使用者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は利用の停止を解除するものとします。

⑹ 当社は、会員および使用者が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

カード会員保障制度規約

第１条（損害の補てん）

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下「当社」という）は、本規約に従い当社が発行するOMC法人カードが、紛失、盗難等により、保障期間中に他人に不正使用された場合、これにより会員が被る損害の全額を補てんします。

第２条（保障期間・自動継続）

⑴ 本制度の保障期間は、カード契約日から１年間とします。

⑵ 本制度への加入は毎年自動継続されます。

第３条（紛失・盗難届と損害補てん期間）

⑴ 会員（使用者を含む）は、カードの紛失・盗難があったことを知ったときはただちにその旨を当社および警察へ届け出るとともに、書面によ

り所定の届けを当社へ提出していただきます。

⑵　第１条の当社が補てんする損害は、前項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の前60日以降に行われた不正使用による損害とします。

第４条（補てんされない損害）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害について補てんを受けることができません。

①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。

②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。

③戦争、地震等による、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。

④第3条の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。

⑤会員が当社および損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、当社および損害保険会社の行う被害状況の調査を協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合。

⑥その他、会員が当社および損害保険会社の指示に従わなかった場合。

⑦カード会員規約に違反している状況において、紛失や盗難等が生じた場合。

⑧第3条の届出書の内容および当社の事情聴取に虚偽の内容が含まれていた場合。

⑨カードの署名欄に自署されていなかったとき。

⑩本規約の年会費の支払いを怠ったとき以降の紛失、盗難に起因する損害。

⑪カード利用の際に登録された暗証番号が使用された場合。

第５条（損害の補てん手続き・調査）

⑴　会員はカードの紛失・盗難による損害を知ったときは30日以内に損害状況などを記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書または被害届出証明書など、当社へ提出していただきます。

⑵　当社または当社の委託を受けた者が前項の損害状況などの調査を行う場合、会員は、これに協力していただきます。必要な調査を終了したとき、当社は遅滞なく損害を補てんします。

以上

【お問い合わせ・相談窓口】

１．商品等についてのお問い合わせは、カードをご利用された加盟店へご連絡ください。

２．カード会員規約についてのお問い合わせ・ご相談については、ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社へおたずねください。

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社　アンサーセンター

〒130-0022　東京都墨田区江東橋四丁目19番4号

電話番号：　03-5638-3211　06-6339-4074　（承り時間 9:30～17:00 1月1日休）

電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社

〒460-8670　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号